

10月定期総会 会議録

会議の開催日時 令和7年10月10日(金) 13時30分 ～ 15時00分

会議の開催場所 彦根市役所 5-1、5-2 会議室

会議の内容

議第37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請

議第38号 農地法第4条第1項の規定による許可申請

議第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

議第40号 事業計画変更承認申請について

出席農業委員は下記のとおり

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1 大西 太郎 | 11 澤田 勘一(副会長) |
| 2 辻 宏(Bブロック長) | 12 中川 嘉和 |
| 3 田中 金二(会長) | 13 辻野 久和(Aブロック長) |
| 4 高田 克己 | 14 田附 隆司 |
| 5 吉岡 巳津夫 | 15 林 敏 |
| 6 北村 文尾 | 16 濱村 功 |
| 7 伴 孝子(副会長) | 17 疋田 菜穂子 |
| 8 北川 悟 | 18 西川 未美 |
| 9 小林 爲夫 | 19 丹田 晴男 |
| 10 松宮 秀治(Cブロック長) | |

地区担当委員として出席した農地利用最適化推進委員は下記のとおり。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 10 田口 友朗 | 16 田中 重和 | 17 服部 茂樹 |
| 19 前田 善隆 | 22 田中 亮一 | |

会議に出席した事務局員は下記のとおり。

局長 林 達也 副主幹兼農地係長 若園 基史 副主査 八木 貴大

当日の記録係

副主幹兼農地係長 若園 基史

○ 議長(田中 金二)

ただいまから10月定期総会を開会いたします。本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

(会長挨拶)

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

6北村 文尾 18 西川 末美 19 月田 晴男

※7 伴 孝子(副会長) は遅参。

なお、本日の議案にかかる立会報告および案件説明のため、推進委員の

10 田口 友朗 16 田中 重和 17 服部 茂樹

19 前田 善隆 22 田中 亮一

※9 面田 忠彦 推進委員は欠席

に出席いただいておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、私から指名させていただきます。9番 小林 爲夫 委員、12番 中川 嘉和 委員をお願いいたします。

それでは、会長経過報告をさせていただきます。

(会長経過報告)

それでは、今月の許可申請に係る現地調査を、10月2日に実施しておりますので、立会報告をお願いいたします。

○ 大西 太郎 委員

(現地調査立会報告)

○ 議長(田中 金二)

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。事務局から議題の朗読をお願いします。

○ 事務局(若園 副主幹)

議第37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請

議第38号 農地法第4条第1項の規定による許可申請

議第 39 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請

議第 40 号 事業計画変更承認申請について

○ 議長（田中 金二）

【3 条申請審議】

それでは、議第 37 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹）

3 条 1 番案件

申請地は、農業振興地域内の農用地区域にあたり、いわゆる青地となっています。立地としては、JA 東びわこ稲枝営農センター、稲枝カントリーの南側に 1 筆、たぐち農産株式会社の農舎の南側に 1 筆それぞれ位置しております。

譲渡人は相続により取得したものの、県外在住のため適切な管理が困難であるとのことで、売却を検討していたところ、従前から耕作されていた認定農業者の方との間で売買の話がまとまりました。

譲受人は、経営面積約 75 ヘクタールという認定農業者であり、すでに当該地も耕作されています。そのため、常時従事要件に抵触する恐れはありません。

また、地域計画においても、将来の耕作者として譲受人が位置付けられており、整合性が保たれていることが確認されています。

さらに、地元の農業関係者にも同意をいただいております、地域との調和要件も問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、田口 友朗 推進委員、田附 隆司 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 田口 友朗 推進委員

既に譲受人が申請地で耕作しており問題ありません。

○ 田附 隆司 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、2番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹）

3条2番案件につきまして、説明させていただきます。

3条 2番案件

申請地は市街化区域内の農地であり、国道8号線沿いの飛騨運輸営業所の南側に位置しております。

譲渡人は申請地に隣接する宅地に居住しておられますが、間もなく引っ越しを計画されており、今後、管理が十分できないことから当該宅地と隣接地している申請地を併せて売却を検討されておりました。その結果、譲受人が宅地と申請地を一緒に購入する話がまとまり申請に至りました。

譲受人は現在農地を所有されておられませんが、購入される自宅の目の前が申請地となることから、常時従事要件には問題はないと判断しております。

さらに、地元農業関係者の同意も得られており、地域との調和要件も問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、服部 茂樹 推進委員、松宮 秀治 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 服部 茂樹 推進委員

譲渡人はご病気を患っておられ療養のため、家族がおられる東京へ引っ越しされると聞いており、また、譲受人は空き家となった住宅と申請地の農地を一緒に購入されると聞いています。特に問題ありません。

○ 松宮 秀治 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、3番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹）

3条 3番案件

申請地は農業振興地域内・農用地区域外の白地であり、彦根総合地方卸売市場から国道8号線を越えた豊郷町との行政界付近の農地になります。

譲渡人は、相続はしたものの自宅から遠いこともあり、適切な管理が困難であるとの理由で譲渡先を探されていました。

譲受人は、譲渡人のいところあたり先代から約50年にわたり既に申請地で耕作されておられました。自宅から車で3分の距離であることから常時従事要件に抵触することは見受けられません。加えて、地元農業関係者の同意も得られており、調和要件も問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、田中 亮一 推進委員、北川 悟 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 田中 亮一 推進委員

事務局の説明のとおりです。

○ 北川 悟 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

【4条申請審議】

続きまして、

議第38号 農地法第4条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

4条 1番案件

転用目的は資材置場です。申請人は認定農業者で申請地周辺において10haを越える農地を耕作されておられます。今回、自身の所有する申請地を、農機具などを置く資材置場として利用したいと申請されたものです。

申請地は、湖岸道路沿い、中部揚水のポンプ建屋や南部土地改良区の事務所が近隣にある八坂町南交差点から北へ、100mほど遡ったところにある、市街化調整区域内、農業振興地域外の農地です。

まず、立地基準に照らして判断しますと、申請地は住宅などが連たんする集落の中に位置していることから、第3種農地に分類されます。第3種農地は原則、転用が可能です。

申請地は湖岸道路の残地となっているため、三角形に近い形状となっています。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、特に造成などは実施せず、農業機械やアタッチメントを置く計画です。

周辺農地への被害防除措置等について、周辺はすべて道路と宅地に囲まれており、隣接農地はないため、特に問題ありません。

南部土地改良区さんの意見書の添付があるほか、各種必要な書類の添付もいただいています。このため一般基準についても問題無いものと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、田中 重和 推進委員、林 敏 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 田中 重和 推進委員

特に問題ありません。

○ 林 敏 委員

事務局の説明のとおりです。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

【5条申請審議】

続きまして、

議第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

5条 1番案件

転用目的は駐車場で、賃貸借権の設定が目的です。

申請地の北側に墓地がありますが、この墓地には駐車場がなく、墓参りの際には車が路上駐車となってしまいます。これでは先の住宅街の住民の通行に支障があることから、今回隣の遊休農地となっていた申請地を駐車場として利用する話がまとまり、申請に至ったものです。

申請地は新の巡礼街道沿い、日夏保育園から北東に250mほどの距離にある、市街化調整区域、農業振興地域内農用地区域外、いわゆる白地の農地です。

まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅が連たんしておりますので、第3種農地と判定でき、原則転用は可能となります。

一般基準についてご説明します。利用計画につきましては、申請地全体を造成し、駐車場として使用されます。周辺農地への被害防除措置等につきましては、すべて道路と宅地に囲まれておりまして、隣接農地はありませんので特に問題はありません。転用計画実現の確実性について、費用関係の資料をいただいております、特に金銭的な問題はございません。

南部土地改良区の意見書添付があるほか、各種必要な書類の添付もいただいております。このため一般基準についても問題無いものと思われまます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、前田 善隆 推進委員、疋田 菜穂子 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 前田 善隆 推進委員

特に問題ありません。

○ 疋田 菜穂子 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、次の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

5条 2番・3番案件

転用目的は資材置場で、売買による所有権の移転を伴います。

譲受人は土木一式工事を中心に幅広い業務を行っておられます。この中で事務所敷地の駐車場や資材置場が手狭になってきていることから、事務所近隣に新たに除雪機械を中心に置く場所を検討していたところ、売買の話がまとまったため申請に至ったものです。

申請地は県道の205号・206号が交差する楡町東の交差点から、南に100mほどの距離にある集落の中、市街化調整区域、農業振興地域内農用地区域外、いわゆる白地の農地です。

まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅が連たんしておりますので、第3種農地と判定でき、原則転用は可能となります。

奥の建物の手前に細い道路がありまして、そこに接する小さい宅地と合わせて資材置場とされます。このため転用面積は1864㎡ですが、資材置場としては全体で2000㎡程度になる予定です。南側は水路となっています。

一般基準についてご説明します。利用計画につきましては、転用面積1864㎡ですが、宅地を含めて2000㎡程度で土地全体を造成し、資材置場として使用されます。置かれる資材は除雪機械が中心となります。

周辺農地への被害防除措置等につきましては、一体が転用されますので、隣接する農地はありませんので特に問題はありません。南側の水路への配慮については、水路から一定引き下がり、法面勾配30度までに抑えることで土砂落下を抑えられます。転用計画実現の確実性について、すべて自社施工とはなりますが、工事一式にかかる費用見積もりと残高証明の添付があり、特に金銭的な問題はございません。

南部土地改良区の意見書添付があるほか、各種必要な書類の添付もいただいています。このため一般基準についても問題無いものと思われます。以上です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、田中 亮一 推進委員、北川 悟 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 田中 亮一 推進委員

特に問題ありません。

○ 北川 悟 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

転用許可後、申請目的である資材置場として適切に利用されるかどうか経過観察をお願いします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

【事業計画変更承認申請】

続きまして、議第40号事業計画変更承認申請を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

事業計画変更承認申請

この案件は、今年の夏、令和7年8月の総会にて許可となった案件です。

当初土木関係機械等の置場を想定されていましたが、当該地は会社のトラックやダンプ等の駐車場部分としての利用が中心になりそうとのことで、変更申請をされたものです。

申請地は、新海町の湖岸道路沿い、ローソンから 300mほど愛知川の方に進んだあたりの、市街化調整区域内、農業振興地域外の農地です。

立地基準につきましては、令和 7 年 8 月の当初許可にて審議済みとなりますので、割愛させていただきます。

一般基準については、土地の造成等の計画は当初許可と同じく、既存資材置場と同じ、湖岸道路と同じ高さまで盛土をされ、そのうえを駐車スペースとされます。端的に言えば、上に何を置くかが変わるだけです。

この程度でも変更申請が必要なのかという話ですが、転用許可を受けた目的通りの利用がされてかつ、完了報告が提出された時点で、農地転用が完了されたものとみなされ、農地法の縛りがなくなります。現地はまだ造成が実施されていないため、変更申請を提出いただいた流れとなっております。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、田附 隆司 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 田附 隆司 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可相当とします。

推進委員も含めた審議案件は以上となります。推進委員の皆さんは、一旦ご退席いただけますし、またご都合が許す方については、引き続き定期総会にご参加ください。

続きまして、報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

農地賃貸借の解約通知報告 今月は 9 件

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出報告 今月は 14 件

農地使用変更届出報告 今月は 1 件

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。

ご質問も無いようですので、報告事項については終わります。
続きまして、局長専決報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出報告
件数は14件 面積は51,936.50㎡です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。質問がなければ局長専決報告事項の報告については終わります。

それでは、慎重に審議いただきありがとうございました。これをもちまして、9月定期総会を閉会させていただきます。ご苦労さまでした。